

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	製菓衛生師試験事務	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第2項	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>製菓衛生師法第4条第1項において、製菓衛生師試験は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行うこととされている。</p> <p>また、同条第2項の規定により、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、製菓衛生師試験の実施に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者に試験事務の全部又は一部を行わせることができるとされている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について製菓衛生師試験を実施する。</p>		
事務・事業の目的	一定の基準を満たす法人を指定し、試験事務の全部又は一部を行わせることができるようにすることで、適正な試験の実施を確保しつつ、都道府県における試験事務の負担軽減を図る。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	これまで指定した実績なし。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	-		
事務・事業の実績等	これまでに指定した実績なし。		

国からの補助金等	-
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。これまでに行った見直しは、以下のとおり。</p> <p>●製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）及び製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）の改正【事務実施の厳格化】</p> <p>指定試験機関の指定の基準、試験委員の要件等の詳細な事項を定めるため、政省令の改正を行い、平成21年4月から施行している。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>製菓衛生師法上、製菓衛生師試験は、都道府県知事が行うこととされている。製菓衛生師の質を確保する観点から、試験は全国均一の水準で実施される必要があるが、1年当たりの受験者数が7,272人（令和3年度）であり、試験事務には一定の負担が生じる場所、人員不足等によって試験事務を適切に行うことができない都道府県が出てくるおそれがある。よって、必要に応じ、試験事務を適切に行うことができる法人をあらかじめ指定し、都道府県が当該指定機関に委任することができるようにすることで、適正な試験の実施を確保する必要がある。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>指定試験機関の指定に当たっては、試験事務の実施に関する計画が適切なものであること、当該計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること等の基準が設けられており、これらの基準を満たすかどうかを客観的かつ厳格に確認した上で指定することとしていることから、法人の選定が適切に行われる仕組みとなっている。</p> <p>また、指定試験機関に対しては、試験事務規程の作成や法令で定める要件を満たした試験委員の選任等を義務付けることにより、試験事務の適正な実施を担保するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定試験機関に対して報告を求めることができることとしている。</p> <p>※これまで指定の実績はないが、複数の都道府県や関係団体から指定試験機関の指定についての要望がある。指定を希望する法人から事前相談があった際は、適正に試験事務を実施可能な団体であるかどうかを踏まえつつ、指定に向けた検討を進める。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	-
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	-

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>—</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<p>製菓衛生師試験の試験事務については、都道府県や関係団体の要望も踏まえ、定期的に検証を行いながら継続する。</p>
<p>備考</p>	